

逗子市総合計画

基本構想 2015-2038 (2022 年度一部改定)
中期実施計画 2023-2029 (2024 年度一部改定)

第3期 逗子市まち・ひと・しごと 創生総合戦略（2025-2029）



目 次

序文.....	3
---------	---

第1編 総論

第1節 基本構想改定と中期実施計画策定の経緯.....	7
第2節 総合計画の計画期間と構成.....	8
第3節 中期実施計画策定にあたっての変更点.....	10
第4節 人口ビジョンの位置付けと総合戦略の取り扱い.....	11

第2編 基本構想

第1章 基本構想の基本方針

第1節 基本構想策定の目的	17
第2節 基本構想の計画期間及び内容.....	17
第3節 基本構想の見直し	17

第2章 逗子市の将来像

第1節 いつまでも変わることのない理想像.....	21
第2節 将来像	22
第3節 将来人口	23
第4節 土地利用にあたっての基本方針.....	25

第3章 わたしたちはこんなまちにしてい

＜5本の柱と取り組みの方向＞	29
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち.....	31
第2節 共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち.....	34
第3節 自然と人間を共に大切にするまち.....	37
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち.....	39
第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち.....	42

第4章 池子の森全面返還をめざして.....

第5章 計画の実現に向けて.....

※ 本文中に「*」を付している語句については、巻末に用語解説を設けて、50音順に説明しています。
「*」は、概ね章ごとに初めて出た部分に付しています。

第3編 実施計画

第1章 実施計画の基本方針

第1節 実施計画策定の目的.....	57
第2節 実施計画の計画期間及び内容.....	57
第3節 実施計画の見直し.....	57
第4節 総合戦略の地域ビジョン、基本目標及び基本的方向.....	57

第2章 計画の基礎条件

第1節 人口.....	65
第2節 土地利用方針.....	70

第3章 「わたしたちはこんなまちにしてい」を実現するために

＜第3章の見方＞.....	77
第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち.....	79
第2節 共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち.....	113
第3節 自然と人間を共に大切にするまち.....	133
第4節 安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち.....	155
第5節 新しい地域の姿を示す市民主権のまち.....	191

第4章 池子の森全面返還をめざして..... 205

第5章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって.....	209
第2節 進行管理.....	213

第4編 資料

1 逗子市総合計画/逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経過	217
2 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針	221
3 逗子市総合計画審議会の審議経過	233
4 逗子市総合計画審議会への諮問と答申	235
5 逗子市総合計画審議会条例	243
6 逗子市総合計画審議会委員名簿	246
7 逗子市総合計画策定条例	247
8 逗子市総合計画の策定に係る市民参加のプロセス	249
9 関連する行政計画	253
10 財政状況	255
11 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の主な取り組みに係る 総合計画中期実施計画での位置付け対応表.....	260
12 SDGs との関係.....	268
13 用語解説	293

本計画における「まちづくり基本計画」に関する記載について

2015 年（平成 27 年）に策定した本計画は、策定にあたり 2007 年（平成 19 年）に策定した逗子市まちづくり基本計画との一体化を図りました。

2024 年（令和 6 年）3 月 29 日付けの逗子市まちづくり条例の一部改正により、まちづくり基本計画に係る規定条文が削除されたことから、まちづくり基本計画は廃止となりました。また、この条例改正に伴い、逗子市総合計画策定条例における「総合計画はまちづくり基本計画を包含する」という規定も削除されました。

本計画において、「まちづくり基本計画」という名称、同計画に由来する記述や内容が記載されていますが、策定段階でまちづくり計画と一体化を図ったものであり、経過としての記載は残るものの、今般の条例改正に伴う本計画の変更は行いません。

序 文

逗子市では、平成 19 年 12 月に、約 30 年間のまちづくりに関する基本的な計画「逗子市まちづくり基本計画」を策定しました。この計画では、「30 年後」に焦点を当て、めざすべきビジョンをうたい、これを踏まえたテーマごとの目標と方針を提示しています。

このめざすべきビジョンは、いわばわたしたちにとっての逗子まちづくりの憲法であることから、原文のままここに示し、尊重していきます。

逗子市まちづくり基本計画（平成 19 年 12 月）より

I 逗子のビジョン

1. 自然の恵みと享受

2036 年、逗子の、米軍家族住宅が撤去された後の池子の森を含め、連綿と続く緑の海は荘厳な感動をもたらす。逗子市民は、2007 年に市民参加により策定した、二度と逗子の山の緑と稜線は汚さないと強い意志を込めた「まちづくり基本計画*」の真髓を律儀に守り続け、山々を歩けば、十全に手入れされた里山、美しい杉や檜の商業樹林、さらには潜在自然植生に根差した深遠な「いのちの森*」として鮮やかに蘇った光景に接する。そしてなにより、山の稜線から川を辿って海に至る散策路が張り巡らされ、歩く文化が脈々と息づいている。その成果の大半は、行政と市民の自発的な奉仕活動による協同作業に預かっている。

2. <いにしえ>への郷愁と血の通ったふれあい社会の創造

逗子は、互いに知り合える地域を全市にくまなく造り出す努力を重ねる。そこには逗子・桜山（櫻山）・沼間・池子・山の根（山野根）・久木（久野谷・柏原）・小坪・新宿（新宿原）、この遥か<いにしえ>から連綿と受け継がれ、常に自然と深く関わった地名に内在する共同体のぬくもり、人と人とのふれあい、人と自然との連なりを手放すまいとする市民の意思が込められている。

この市民の血の通ったふれあいの精神によって、逗子のまちではどこでも日常のさりげない挨拶が交わされる。

その根底にある生きざまは、歩くことに象徴される人間本来の精神と他人あるいは自然への思いやりを取り戻す試みであり、逗子市民はこれを「ふれあい活動圏*」をよすがとしたコミュニティに活かし、強固な交わりとして浸透させる。

3. 自然の摂理(せつり)をなくしつつある地球への自戒

逗子市民は、地球が自然の摂理をなくしつつあるものと捉え、自然と共生する限りない努力を始める。

その第一は、過度な車依存からの脱却であり、第二は、視界をふさがない低層の、自然と融合した品位と統一感のあるまちへの絶えざる努力である。エネルギーと廃棄物についても同じ自然との共生という思想に立って、循環型社会の実践を続け、不便をいとわず、慎ましく人と人、人と自然のぬくもりあるコミュニティを希求する。

4. 逗子市民が発するメッセージ

逗子市民は、崇高なメッセージを首都圏の人々から日本中に、ひいては世界に向かって発する。それは、開発の名による破壊をあくまで拒み、守りつづけた自然、品位と統一感のある低層のまち並み、それを育む自律した市民によるコミュニティの姿である。

- (注)・このビジョンは、2007年(平成19年)12月に策定された「逗子市まちづくり基本計画」において、「30年後のわたしたち」の視点で描かれており、2036年にめざすべき理想が実現した状態を表現しています。
- ・総合計画の目標年次は、2038年度(令和20年度)ですが、上記の1.にある「2036年」は原文をそのまま掲載しています。